

# 原発ADR無料相談会のお知らせ

## 原発事故による広域避難者の皆様へ

司法書士による電話・面談相談会を行います。

現在、原子力損害賠償紛争解決センターへの和解仲介手続き申立（原発ADR）は23,035件あり、17,363件の和解が成立しています。（平成29年11月2日時点）

皆様の損害も、この原発ADR手続きで賠償されるかもしれません。

司法書士は、原発ADR手続きのご相談から、手続きの代理（請求金額による制限あり）、必要な書類の作成援助まで行っていますので、お気軽にご相談ください。

原発事故により家族と離れて生活せざるを得なくなり、週末には避難先で面会していた。そのため、2ヶ所分の生活費がかかり、面会の交通費もかかってしまった。

原発事故後、避難のために勤めていた職場を辞めなければいけなくなり、収入がない時期があり大変だった。

# 平成30年 3月4日（日）

午前10時から 午後4時まで

## ◇電話による無料相談

フリーダイヤル



# 0120-541-651

※携帯・PHS・固定電話・公衆電話からご利用いただけます。

## ◇面談による無料相談

会場：司法書士会館 1階

（JR・東京メトロ四ツ谷駅徒歩約4分）

住所：新宿区四谷本塩町4-37

ご予約は不要です。



主催／東京司法書士会

《問い合わせ先》東京司法書士会 総合相談センター

03-3353-9205 平日 午前9時～12時、午後1時～5時

※上記相談会以外にも常設相談会を開催しております。 [www.tokyokai.jp/consult/free\\_consult.html](http://www.tokyokai.jp/consult/free_consult.html)